

和水町地域おこし協力隊員募集要項

※この募集は、和水町の令和7年度当初予算（地域おこし協力隊関連予算）が成立することを前提に実施しておりますので、予めご了承の上、ご応募ください。

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外からの人材を積極的に招致し、その定住、定着を図るため、和水町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を募集します。

1. 町の概要

熊本県和水町（なごみまち）は、熊本県の北西部に位置する人口約9,000人の町です。緑あふれる山々と清流 菊池川などの豊かな自然と江田船山古墳、田中城跡や豊前街道を代表とする数多くの歴史的資源に恵まれています。

交通アクセスにも恵まれ、九州自動車道菊水ICから福岡都市圏や熊本市街へ車で1時間程度、九州新幹線新玉名駅も近く、関西圏域まで約3時間で移動できる、まさに「ちょうどいい田舎」暮らしができます。

2. 募集概要

（1）業務名

観光協会と連携した観光まちづくりを推進する業務

（2）募集人員

2名

3. 活動内容

（1）観光振興への取組み

- ・ SNS、WEB サイト、ブログ等を活用した断続的な情報発信
- ・ 観光需要に直結した新たなコンテンツの開発
- ・ マスコットキャラクター「なごみん」を活用した町のPR活動
- ・ 効果的なイベントを実施するため、基礎知識を習得するための研修等への積極的参加

（2）和水町観光協会の運営強化支援

- ・ 年間事業の効果的な実施のための支援
- ・ 観光ボランティアガイド・ふるさとガイドの運営体制づくり・育成
- ・ 観光協会主催イベントの実施
- ・ 運営強化のための自主財源確保策の検討・開発

（3）地域づくり活動

- ・ 居住する地域のイベント支援や地域活動等への参加

4. 応募要件

(1) 居住要件

生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から本町へ移し、隊員となる日又は隊員となった日以降に住民票を本町に異動させることができる方（採用前に、既に和水町内に定住・定着している方及び和水町に住民票を異動している方は除く。）

※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

(2) 年齢・性別要件

年齢・性別は問いません。

(3) その他要件

次の①～⑤の全ての要件に該当する必要があります。

- ① 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に地域協力活動に従事できる方
- ② 協力隊としての活動終了後も本町に定住し、就業し、又は起業しようとする意欲がある方（起業支援制度あり）
- ③ 普通自動車運転免許を有している方又は委嘱後3ヵ月以内に取得する見込みがある方
- ④ 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方
- ⑤ 地域行事に積極的に参加し、地域に馴染み、町民と協力しながら地域活動に取り組める方
- ⑥ パソコンを使った事務作業やインターネット活用に抵抗なく取り組める方

5. 活動場所

和水町内

【活動拠点】和水町観光協会（和水町商工会事務所内）で仕事をしたいと予定ですが、委嘱内定後に別途協議のうえ決定します。

6. 活動時間等

<活動日数>原則、月20日以上（月140時間程度、1日当たり7時間）

<活動時間>原則、9：00～16：00

※活動日数については、日数が31日である月は20日以上、30日又は29日である月は、19日以上、28日である月は18日以上活動する必要があります。

※休暇日は、柔軟に対応できます。

7. 任用形態及び期間等

(1) 任用形態

「和水町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、和水町長が委嘱します。
(町との雇用関係はありません。)

(2) 委嘱期間

委嘱の日(令和7年4月1日以降)から令和8年3月31日までです。

- ① 委嘱の日は、委嘱内定者との協議のうえ決定します。なお、委嘱内定後、転居手続きが完了した後の委嘱となります。
- ② 委嘱期間は、委嘱の日から3年を超えない範囲にて更新が可能です。
2年目以降は、隊員の業務・活動状況を勘案し年度単位で更新します。

8. 報償費

月額 230,000円 です。

※所得税の自己負担分は差し引きます。

※時間外手当、昇給、賞与、退職手当等の支給はありません。

※毎月5日までに、活動内容をまとめた活動日誌と活動月報を提出していただきます。

※活動日数が「5. 活動時間等」に掲げる条件に満たないときは、協議のうえ、日割計算により算出する場合があります。

9. 待遇及び福利厚生

- (1) 旅費・消耗品費、備品購入費など、隊員の活動に必要な経費(以下「活動経費」という。)は、町から和水町地域おこし協力隊活動補助金として別途支給します。(四半期毎の概算払いでの支給対応可)
- (2) 業務活動中の住居は、町が住宅(空き家等)を準備します。隊員自ら賃貸物件を賃借する場合は、活動経費から住宅費(家賃)を支給します。
- (3) 転居に要する引越費用、生活に伴う諸保険料、光熱水費に係る費用は隊員負担です。
- (4) 健康保険・年金等については、個人負担で加入が必要です。
- (5) 隊員の活動中における事故等に対応するため、活動経費を活用して傷害保険に加入してください。また車両を使用する場合は、任意の自動車傷害保険に加入してください。
- (6) 協力隊活動に従事するために必要な車両及びパソコン、携帯電話等の貸与はありませんので、ご自身で準備ください。
- (7) 協力隊活動に支障がなければ副業も可能です。

10. 応募手続き

(1) 応募期間

令和6年11月1日（金）から令和7年1月31日（金）まで

(2) 提出書類

所定の応募用紙に顔写真を貼付及び必要事項を記入し、関係書類を添付して、応募期間内に下記まで郵送又は持参のうえ提出ください。

※応募書類は、必ず原本を提出すること。なお、提出書類の返却には応じません。

① 応募用紙

② 現住所の確認できる書類（下記の全て）

- ・住民票抄本の写し（応募用紙提出日の3ヵ月以内に取得したもの。）
- ・運転免許証の写し

(3) 連絡手段

応募後の連絡手段として基本的にEメールを使用します。応募用紙のEメール欄は、必ず記入してください。

(4) 提出先

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

和水町役場 まちづくり課 企画振興係

※郵送の場合は、封筒に「和水町地域おこし協力隊応募用紙在中」と明記してください。

11. 選考方法

(1) 第1次選考

応募期間終了後、本町による書類選考を実施します。結果は応募者全員に通知します。応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、出来る限り詳しく記載してください。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、本町による面接審査を実施します。結果は第2次選考者全員に通知します。

※詳細な日時は、第1次選考結果を通知する際に合格者へ通知します。

12. その他

(1) 和水町地域おこし協力隊設置要綱（平成23年告示第9号）、和水町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱（令和6年告示第23号）及び関係法令を必ずご確認ください。

(2) 選考の参加のために必要な費用（交通費・宿泊費、郵送料等）は、応募者の負担となりますので、予めご了承ください。また、提出された書類は

返却しません。

(3) 募集要項、応募用紙等のデータは、和水町ホームページからダウンロード
できます。

13. 問い合わせ

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

和水町役場 まちづくり課 企画振興係

電 話 0968-86-5721 (直通)

E-mail msui@town.nagomi.lg.jp

※受付や問い合わせは土・日・祝日を除きます。

(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで)